

平成31年第1回せたな町議会臨時会

平成31年2月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第2号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 梶田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
財政課長	西村晋悟君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
建設水道課長	丹羽優君
建設水道課主幹	鈴木涼平君
耕地係長	斉藤真君

《大成総合支所》

支所長 佐野英也君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関	功 悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上 野	宏 行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀	英 治	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽	小 百 合	君
次 長	上 野	朋 広	君
事 務 局 総 務 係	原 田	翔 太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、平成31年第1回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において4番、本多浩議員、5番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

瀬棚診療所嘱託医師の退職についてでございます。

瀬棚診療所に勤務していただいております村中博診療所長につきまして、本年3月末をもって退職されることとなりました。村中先生におかれましては、平成23年4月から8年間にわ

たつて瀬棚診療所長として外来診療や検診、予防接種のほか、養護老人ホーム三杉荘の診察も担っていただくなど、せたな町の医療に大きく貢献していただきました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

4月以降の瀬棚診療所の診療体制につきましては、町立国保病院と調整中ではありますが、町立国保病院の医師を派遣し、診療を継続していくこととしておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号平成30年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に779万9,000円を追加し、補正後の予算総額を97億2,341万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが5ページからでございます。高齢者グループホームの修繕に伴う介護サービス事業特別会計繰出金、福祉施設や熱源供給施設などの修繕料、養護老人ホーム三杉荘の光熱水費の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは議案第1号平成30年度せたな町一般会計補正予算第7号の内容についてご説明いたします。

はじめに議案5ページ歳出からご説明申し上げます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、繰出金につきましては36万8,000円の追加でございますが、瀬棚高齢者グループホームあさなぎの消防設備の修繕に伴う介護サービス事業特別会計への繰出金でございます。次に6目福祉施設管理費、修繕料29万5,000円の追加は東部寿の家の漏水修繕でございます。次に7目老人ホーム運営費、光熱水費463万8,000円は、養護老人ホーム三杉荘の電気料に不足が生じることから追加をお願いするものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、修繕料91万8,000円の追加につきましては、西兜野排水機場地下ピットの修繕でございます。

次に8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費では、昨年12月に源泉鋼内の異物が源泉ポンプ内部に進入して故障しました2号井源泉ポンプの修繕料280万8,000

円及び2号井を熱源としております北檜山中学校の暖房を確保するため、暖房器具の使用に係る費用として手数料20万4,000円。次の6ページになりますが、14節使用料及び賃借料では、暖房器具借上料として2万円の追加をお願いするものでございます。また13節委託料では、源泉施設点検整備業務の執行残145万2,000円の減額となっております。

続きまして12款1項1目ともに職員給与費につきましては、財源振り替えをするものでございます。

これらにかかる歳入でございます。4ページになります。9款1項1目1節ともに地方交付税、普通交付税779万9,000円を追加し、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に36万8,000円を追加し、補正後の予算総額を6,219万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが10ページでございます。はじめに下段の歳出でございます。1款サービス事業費、2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費36万8,000円の追加は、瀬棚高齢者グループホームあさなぎの消防設備の修繕料でございます。

これに係る歳入でございますが、上段の2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金36万8,000円を追加し、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。
内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 11ページでございます。議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてでございますが、北海道市町村総合事務組合におきまして、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できる（事務の委託）よう定める規定を制定し、現行規約を廃止するため本案を提出するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてご説明いたします。

内容につきましては、北海道市町村総合事務組合を組織する構成団体でございます。石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海道市町村職員退職手当組合につきましては、昨年12月26日、本来の加入要件を満たさない旨の指摘を北海道を通じ総務省より、北海道市町村総合事務組合が受け、それにより現行の本組合規約の適正がない状態であることから早急に構成団体の精査、また構成団体に加入できなくなる団体から現在行なっている事務の受託

ができるなど、新しく規約を制定する必要がある、それに伴い現行規約を廃止することから議決をお願いするものでございます。

21ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。第5章、雑則でございます。表の左側になります。新規約案、第14条に新たに事務の受託を追加して、表の右側になります。現規約、第14条、管理者への委任を新規約案では、第15条に繰り下げるものでございます。なお附則といたしまして、1この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。2北海道市町村総合事務組合規約は廃止するものでございます。

次に別表第1、第2条関係、組合を組織する地方公共団体でございます。現規約、石狩振興局15団体で組織されている中から北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団を、新しい規約では削除いたしまして石狩振興局が12団体となります。次に檜山振興局、江差町ほか2町学校給食組合が江差町・上ノ国町学校給食組合に、胆振総合振興局、西胆振消防組合が、西胆振行政事務組合に、それぞれ名称が変更されます。次に十勝総合振興局25団体では、十勝環境複合事務組合が既に解散されたことにより、新規約案では、十勝総合振興局が24団体になります。

次に22ページでございます。別表第2、第3条関係でございます。共同処理する事務の共同処理する団体につきましても、先ほど説明させていただきましたとおり、新規約案では、構成団体の削除及び構成団体の名称を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、今臨時会に付議された案件の審議は終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって、平成31年第1回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月13日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 本 多 浩

署名議員 石 原 広 務